

第1章 大学知的財産アドバイザー派遣事業の総括

第1章 大学知的財産アドバイザー派遣事業の総括

1. 大学知的財産アドバイザー派遣事業の概要

(1) 大学知的財産アドバイザー派遣事業の概要

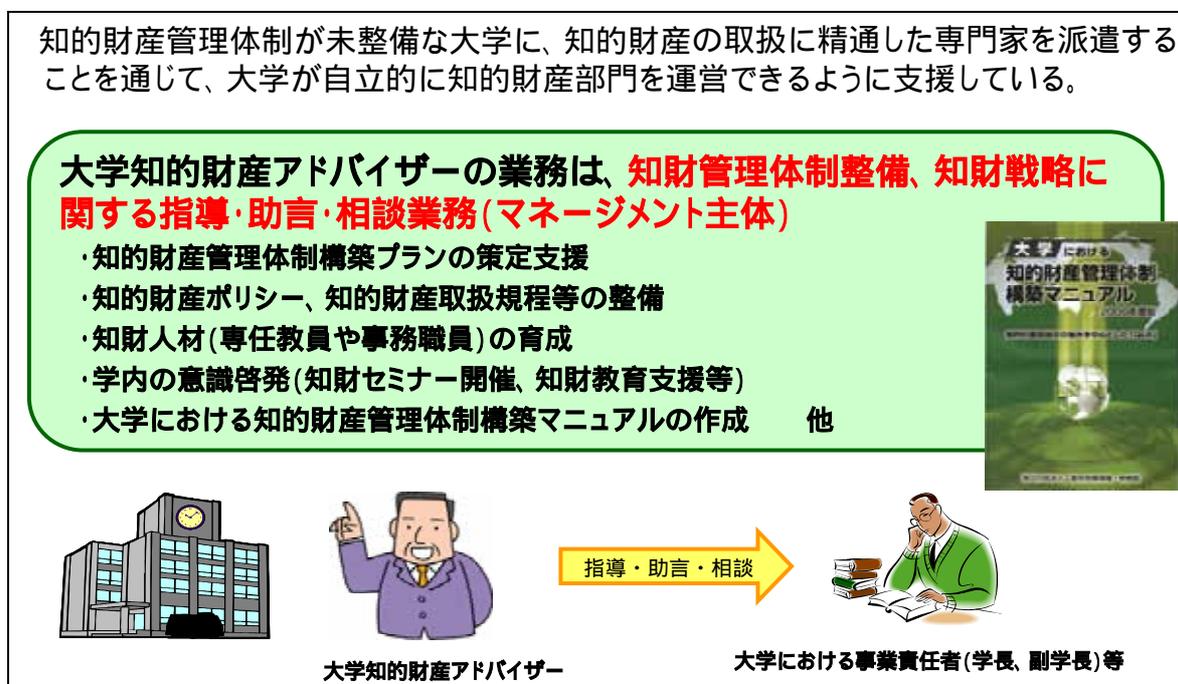
大学における知的財産戦略の構築の必要性が高まっていることを背景として、特許庁では平成14年度以降、知的財産の管理体制が未整備な大学を対象に、知的財産の取扱いに精通した専門家を派遣する「大学知的財産アドバイザー派遣事業」を実施してきた。平成19年1月から、(独)工業所有権情報・研修館が実施している。

具体的な事業内容として、(独)工業所有権情報・研修館が本事業の支援を希望する大学を広く公募し、評価基準、外部有識者で構成される委員会の審議により選定された大学に対して、大学知的財産アドバイザーを原則3年間派遣するものである。派遣方法として、大学に大学知的財産アドバイザーが常勤する形態と、出張で対応する非常勤の形態がある。

大学知的財産アドバイザーの業務は、知的財産管理体制の整備、知財戦略に関する指導・助言・相談業務(マネージメント業務)である。具体的な支援メニューとして、知的財産管理体制構築プランの策定支援、知的財産ポリシー、知的財産取扱規程、共同・受託研究契約書等の整備、学内における知財人材(専任教員や事務職員)の育成や意識啓発(知財セミナーや相談会の開催)、大学知的財産管理体制構築マニュアルの作成等があり、大学の課題に応じて柔軟な支援が行われている。

本事業の特徴として、大学知的財産アドバイザーの派遣終了後に、大学が自立的に知的財産管理体制を運営できることを目指している。

図表1-1 大学知的財産アドバイザー派遣事業の概要



(資料)(独)工業所有権情報・研修館作成資料。

大学知的財産アドバイザー事業の派遣先大学は国公立大学、私立大学を問わず広く応募資格がある。ただし、文部科学省の大学知的財産本部整備事業(平成15~17年度事業、43大学・機関)に選定

されている大学には応募資格はない。なお、大学の規模、専門性、地域性および知的財産管理体制の整備状況などを考慮して、1名の大学知的財産アドバイザーに複数の大学を担当させることを前提として、派遣先大学を選定する場合がある。

派遣先大学の選定要件として提示されているのは以下の枠内のとおりであり、大学知的財産アドバイザーを派遣することによる効果、受入体制、自立性などが問われる内容となっている。

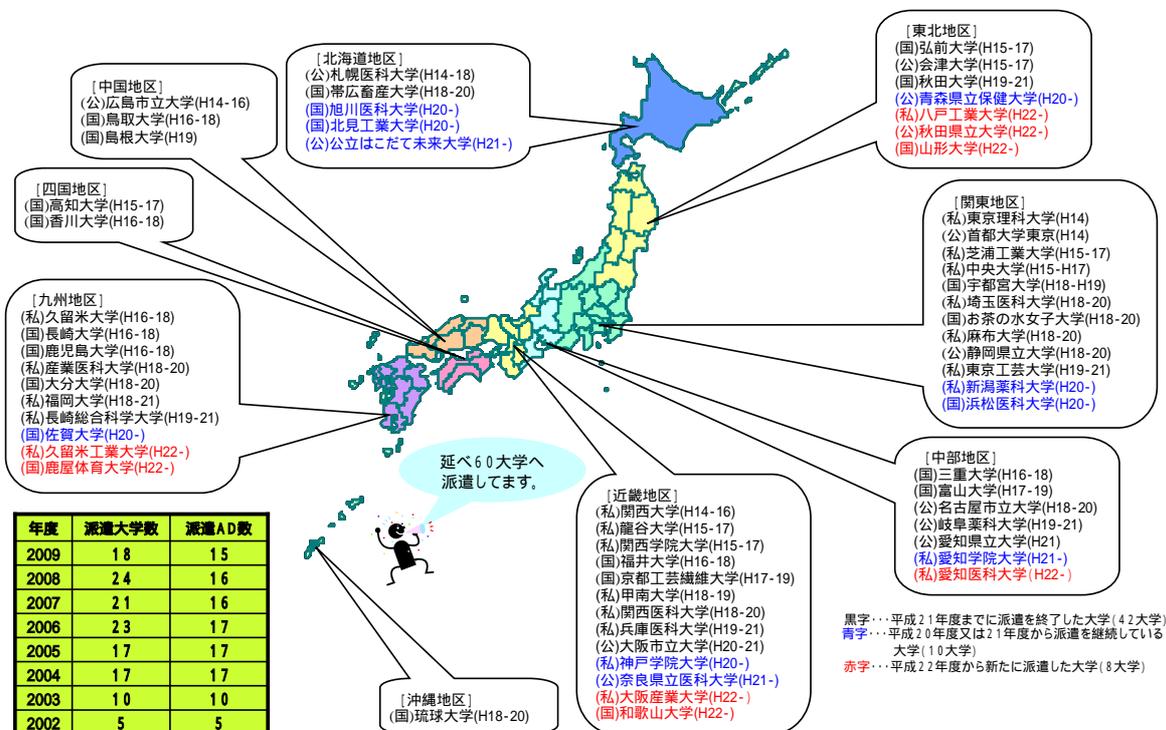
派遣先大学の選定要件

大学内において知的財産管理体制が未整備又は構築途上にあること。
 大学内に知的財産に結びつくシーズが豊富に存在又は将来的に存在しうること。
 知的財産管理体制の構築の必要性を大学が組織として認識し、本事業の遂行に大学トップの支援が得られるとともに、本事業の実施後においても、知的財産管理部門が維持・強化される見込みがあること。
 派遣される大学知的財産アドバイザーによる指導の受け皿となる知的財産部門の責任者及びスタッフを配し、大学知的財産アドバイザーが学内で活動するために必要な地位や執務環境（パソコンは必須）などを整えていること。
 本事業の趣旨を理解し、大学知的財産アドバイザーに知的財産管理を任せるのではなく、自立的な知的財産部門の運営に向けた計画を有すること。
 本事業における派遣先大学としての過去の評価（特許庁事業を含む）が低いこと。

（資料）（独）工業所有権情報・研修館（平成22年1月）「大学知的財産アドバイザー派遣先大学選定基準」

平成22年度は新たに支援を受ける8大学を含めて18大学に大学知的財産アドバイザーを派遣した。平成14年度以降の派遣実績は60大学に上る（以下の図表を参照）。

図表1-2 大学知的財産アドバイザー派遣実績



（資料）（独）工業所有権情報・研修館作成資料。

(2) 独立行政法人工業所有権情報・研修館における事業の進捗管理の現状

(独)工業所有権情報・研修館は、大学知的財産アドバイザー派遣事業の円滑な推進を図るため、本事業の評価を行うための「大学知的財産アドバイザー派遣先大学選定・評価委員会」を設置、運営している。

同委員会は大学教授、弁護士、企業幹部等の外部有識者4名程度により構成され、開催頻度は年2回(1~2月)である。同委員会の審議事項として、大学知的財産アドバイザー派遣(新規・継続)申込による派遣可否、当該年度の事業進捗状況の現地調査及び年度評価、知財プロデューサー派遣状況報告の確認等がある。

なお、10~12月にかけて(独)工業所有権情報・研修館が派遣先大学に対してヒアリングを実施することで、事業の進捗状況の確認を行っている。

図表1-3 大学知的財産アドバイザー派遣先大学選定・評価委員会の評価フロー

	大学	情報・研修館	委員会
1月	事業の業務評価、継続派遣の申込	大学AD派遣先大学の募集開始 取りまとめ、要件確認等 委員会開催の通知	第1回委員会開催(大学AD派遣先大学の事業進捗評価、継続派遣の可否を審議)、INPITへ審議結果を報告
2月	大学AD新規派遣の申込	募集締切 新規申込大学への現地調査 委員会開催の通知	第2回委員会開催(大学AD新規派遣の可否を審議)、INPITへ審議結果を報告
3月		新規・継続派遣決定の通知	
4月	派遣協定の締結	派遣協定の締結	
5月			
6月			
7月	事業計画・年間スケジュールの作成・提出		
8月			
9月		現地ヒアリング実施の通知	
10月		現地ヒアリング実施(12月下旬)	派遣先大学現地ヒアリングの実施
11月			
12月			

(資料) 12月以降、1月からは本表と同様。